

## 2-3 日本国憲法の成立と基本原理 <基礎編>

日本国憲法はどのようにしてできたのだろうか？

### 日本国憲法の成立過程

1945 年、日本はポツダム宣言を受け入れ、連合国に降伏した。ポツダム宣言は日本軍国主義の根絶、基本的人権の尊重、民主主義の実現などをうたっており、連合国軍総司令部（GHQ）はこの宣言に従った憲法改正を指示した。

しかしこれに応じて作成された日本政府の改正案（松本案）は、明治憲法と大差のないものであったため、総司令部は自ら草案（マッカーサー草案）を作成し、日本政府に手渡した。これをもとにした政府案が帝国議会で審議・修正されたうえで可決されたのが日本国憲法であり、1946 年 11 月 3 日に公布され、翌 1947 年 5 月 3 日から施行された。

### 日本国憲法の三大原理

日本国憲法は明治憲法と異なり、民主政治の原理に忠実な内容をもっている。

第一の原則は、**基本的人権の尊重**である。それは「法律の範囲内」で認められた「臣民の権利」とは異なり、すべての人が生まれながらに有する「侵すことのできない永久の権利」として立法をはじめ国政において最大限度尊重されるべきものとされた。そして、それを維持するために国民は継続的に努力することが必要であると力説されている。

第二は、**国民主権の原理**である。憲法前文はこのことをはっきりと述べ、それとの関係で明治憲法の天皇の大権は否定された。天皇は日本国および国民統合の象徴とされ、「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」ものとなった（**象徴天皇制**）。天皇は憲法を尊重する義務を負い、内閣の助言と承認に従って、憲法に定められた国事行為のみをおこなうことになった。

第三の原則は**平和主義**である。この憲法は戦争の悲惨な体験から生まれたこともあって、前文ですべての国民が「平和のうちに生存する権利」をもつとし、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と述べている。戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を定めた第 9 条は、この精神を具体化したものである。

このほか日本国憲法には、明治憲法にはなかった地方自治に関する規定も設けられた。これは、明治憲法時代の中央集権的な政治に対する反省に基づくものである。

コメント [T1]: このページほぼ全部：2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p117